第5章

景観づくり行動計画

1 景観づくりの推進に向けて

市民・事業者・市は、次の基本理念に基づき、景観づくりを推進していきます。

景観づくりの基本理念

市民、事業者、市が、景観はまちの資産であり、それぞれが景観づくりの主体であるとの意識を共有し、三者の協働の下、「活かす」、「守る」、「創る」をキーワードとして、草加の特性を活かした景観づくりに取り組んでいきます。

（1） 景観づくりの主体の役割

①市民の役割

市民は、自らが景観づくりの主体であることを認識し、良好な景観に対する意識を深めるとともに、身近な場所から良好な景観づくりを推進するよう努めるものとします。

また市民は、市が行う景観づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとします。

②事業者の役割

事業者は、自らが景観づくりの主体であることを認識し、良好な景観に対する意識を深めるとともに、自らの施設と事業活動が景観の重要な構成要素であることを認識し、地域の景観づくりに積極的に貢献するよう努めるものとします。

また事業者は、市が行う景観づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるとともに、景観法・草加市景観条例、埼玉県屋外広告物条例などの良好な景観づくりに資する法令及び条例を遵守するものとします。

③市の役割

市は、地域の特性を活かした景観づくりを推進するための施策を総合的かつ計画的に実施します。

また、市民及び事業者に対する景観づくりに関する知識の普及及び啓発を図るとともに、市民及び事業者の自主的な景観づくりに対する支援を積極的に行います。

さらに、道路、公園その他の公共施設の整備に当たっては、景観づくりにおける市の先導的な役割を十分認識し、規範となる整備を積極的に進めていきます。

これらの景観づくりの施策の実施に当たっては、市民及び事業者への必要な情報提供を行うとともに、市民及び事業者から意見を聴き、その意見を反映させるよう努めます。

Column 「市民」について

草加市みんなでまちづくり自治基本条例では「草加市に住み、働き、学ぶすべての人や団体、市内に事務所や事業所を有する法人、その他利害関係がある人や団体」と定義しています。

（２）　景観づくりの推進体制

①景観審議会

景観行政に関わる重要な事項等の調査審議は景観審議会で行います。

また、届出のうち景観上大きな影響があると思われるものに対する指導については、客観的かつ専門的な視点から景観審議会において審査します。

②関係機関との調整及び連携

景観づくりは、行政が率先して進めていく必要があります。そのため、公共事業の実施、公共施設の建築、景観に関係した施策の実施など、行政が行う様々なまちづくり事業や施策において、景観づくりの視点に立って、その内容を検討します。

景観づくりを総合的かつ横断的に推進するため、各事業や施策を実施する庁内の各部課との調整及び連携を図るほか、国、県、その他インフラ管理者に対して、景観づくりへの協力を要請するものとします。

③市民・事業者・市の協働

景観づくりに当たっては、その主体となる市民、事業者、市の三者が景観づくりの基本理念に基づき、それぞれの役割のもとで取り組みを進めていくことが必要です。

塗装会社がまちなみに調和する色彩を考えることや、不動産会社が空き家の流通に努力することなど、日頃の業務が重要な景観づくりにつながっていることもあります。また、事業者がイベントを開催し、市民がそれに参加し、市が共催や広報をするということも、三者の協働のひとつと言えます。このため、三者ができることから取り組みを始め、お互いに協力しあえるような体制づくりをめざします。

また、この景観計画に掲げる景観づくりの理念を実現するため、次節からは、市が行っていくこと、「にぎわい交流エリア」において市民・事業者・市が協働して行っていくこと、そして、市民や事業者の皆様に取り組んでいただけることの 3 つに分けて、景観づくりの行動計画を定めます。

■三者協働のイメージ図

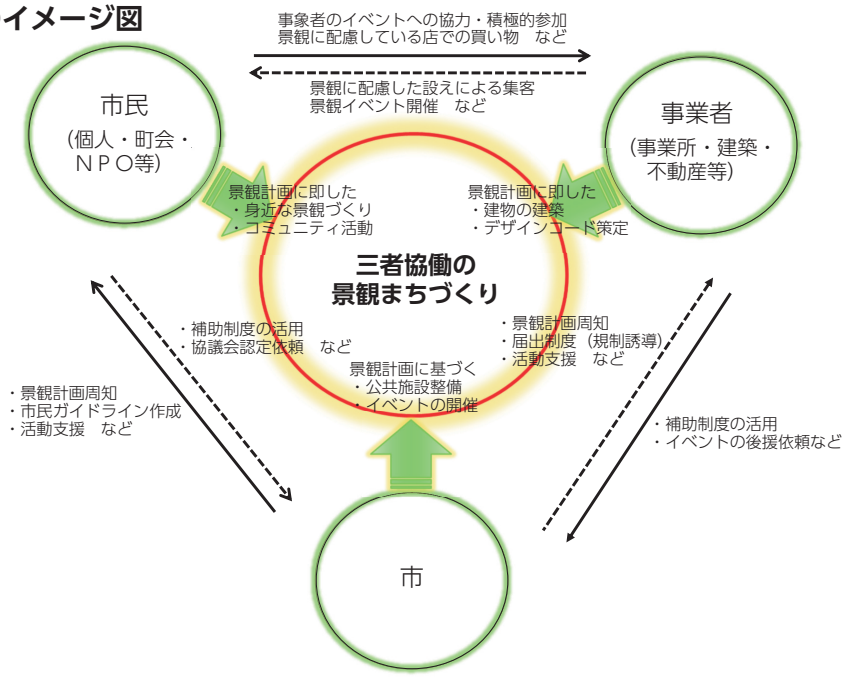

2 行政が取り組む景観づくり

（1） 良好な景観の誘導

本計画に定める方針に基づき良好な景観づくりを進めていくために、市内で行われる開発行為や建築行為に際して、市民、事業者の方と協議を行い、必要に応じて助言、指導を行っていきます。また、景観法に定める各種制度を活用して、市民、事業者の方と連携しながら、良好な景観づくりを図っていきます。

①届出制度による誘導

良好なまちなみ景観づくりのために、建築物などの建築の際には届出を求め、色彩基準などの景観形成基準に適合しているかの審査を通して、まちなみが美しく個性的であるとともに、周辺と調和したまちなみになるよう誘導していきます。

②開発条例による緑化の誘導

開発行為などの際に、「草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」に基づき、良好なみどりを保全・創出するよう誘導していきます。

③屋外広告物条例による誘導

屋外広告物の設置の際は、埼玉県屋外広告物条例に基づく許可を通して良好なまちなみ景観づくりを誘導します。また、草加市の地域特性に合わせた許可基準をもつ市独自の屋外広告物条例の制定をめざします。

④制度の活用による誘導

●景観重要建造物・景観重要樹木の指定

本計画で位置付けた方針に基づき、景観重要建造物や景観重要樹木の指定を進めます。

●景観重要公共施設

本計画で位置付けた方針に基づき、景観重要公共施設の指定を進めます。

●景観協議会

景観重点地区の景観づくりや景観重要公共施設を主体とした景観づくりなどを効果的に推進するために、国や県とともに、市民や団体、事業者との連携を強化し、景観法に基づく景観協議会の設立を検討します。

●景観整備機構

市民の景観づくりの取り組みを支援するなど、継続的に景観づくりを推進していくため、景観の保全・整備・支援に関して一定の業務を適正かつ確実に行うことのできる一般社団法人・一般財団法人・ＮＰＯ法人を景観整備機構として指定します。

●景観協定の締結

景観協定は、景観法に基づき良好な景観を保全・創出するために、一定区域内の土地所有者等の全員合意により、その区域における建築物、緑化、工作物、広告物などの景観に関する様々なルールを協定として締結するものです。市では、景観協定の制度についての普及、啓発を行い、市民や事業者の積極的な活用を支えていきます。

●地区計画等によるルールづくり

地区計画制度や建築協定制度など、地区の景観づくりに役立つルールづくりを進めます。

⑤取り組み

取組名称	内容	担当課
届出制度による誘導	草加市景観計画・景観条例に基づく届出制度を活用して、景観づくりを誘導します。	都市計画課
開発条例による緑化の誘導	「草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」に基づき、民有地における身近なみどりを創出し、良好な景観づくりを誘導します。	みどり公園課
屋外広告物条例による誘導	埼玉県屋外広告物条例に基づく許可や違法広告物の指導を行い、景観づくりを誘導します。	都市計画課
屋外広告物条例の制定	市の屋外広告物条例を制定し、地域特性に合った、きめ細やかな誘導を図っていきます。	都市計画課
景観法の制度の活用による誘導	景観法による各種制度を活用して、景観づくりを誘導します。	都市計画課
重点地区での景観づくり	景観重点地区においては、市と関係事業者が十分に協議を行う環境を整え、景観づくりに取り組みます。	都市計画課 新田駅周辺土地区画整理事務所

⑥成果指標

景観づくりに関する施策の推進を示す以下の成果指標を定め、おおむね10年後をめどに以下のような目標をめざすものとします。

指標	現況		10年後の目標	担当課
景観の届出のうち受理通知書を出した割合	**100%**	➡	**100%**	**都市計画課**

（２） 景観資源の保全と活用

①貴重な景観資源の保全・活用

●草加松原の松並木の保全・活用

国指定名称「おくのほそ道の風景地　草加松原」保存活用計画及び整備基本計画に基づき草加松原の保存活用を進め、「草加松原」の江戸時代から人々の保護活動により維持・継承されてきた「松並木と道（日光街道）、綾瀬川が一体となった風致景観」を後世に継承していきます。

●葛西用水の桜並木の維持・更新

葛西用水の桜並木の維持更新を進めるとともに、葛西用水の魅力を発信するための案内板の設置、散策マップの活用を行います。

●様々な資源の活用

草加の歴史・文化・伝統に根付く資源や、空き家等の地域に眠る資源を景観資源として発掘し、それらを活用した景観づくりを検討します。

草加松原の松並木

葛西用水の桜並木

②みどりの保全・活用

●公園の整備

公園は地域の重要なみどりの空間であるため、草加市みどりの基本計画に基づき、生活圏に公園・広場が不足している「身近な公園等配置検討地区」において公園の整備を進めます。

●都市農地の保全

市内に点在する農地は、みどりのオープンスペースとして、景観や環境の面だけでなく、災害時の避難場所としても重要です。農地の活用促進の取り組みを進めることや、生産緑地の追加指定や特定生産緑地の指定を推進することにより、保全を図っていきます。

●保存樹林・保存樹木・保存生垣などの保全

地域を特徴付けるランドマークにもなっている屋敷林や大木などについて、所有者の維持管理を支援することにより保全を図っていきます。

●自然環境の保全

草加の自然の恵みを次世代に引き継いでいくため、生物多様性そうか戦略などに基づいて自然環境の保全を図っていきます。

③景観に配慮した公共施設の整備・管理・運営

公共施設の整備に当たっては、周辺の原風景や歴史的、文化的、伝統的な資源に配慮するとともに、地域の先導役となるような施設を整備し、行政が良好な景観づくりを積極的に推進することにより、公共施設を核として良好なまちなみ景観を周辺に広げていきます。

■公共施設の景観づくりの方針

公共施設	景観づくりの方針
道路	• 都市の骨格である幹線道路は、周辺のまちなみを考慮しながら舗装や街路樹の連続性を保つよう整備します。コミュニティ道路は、沿道のまちなみ景観に調和するように整備します。 • 道路の街路樹は、沿道の土地利用等を考慮しながら樹種を選択し、適切な維持管理を行います。 • 電柱やサインなどの歩道占用物に対しては秩序ある設置となるよう配慮するものとし、道路空間の景観を阻害するものについての改善を図ります。また、街灯柱や歩道橋、ガードレールの設置に際しては、色彩に配慮します。 • 無電柱化推進計画に基づき無電柱化を進め、防災だけでなく、快適な歩道空間の確保や、良好な都市景観を創出します。
河川・水路	• 河川や水路の整備に当たっては、多自然型の護岸整備や遊歩道、散策路などの歩行者道路の整備を行い、魅力あふれる親水空間として整備します。 • 橋りょうは横断機能だけでなく、散策や憩いの場として、または眺望点としての機能を果たすことから、橋詰めの広場等を併せて設け、地域の特徴を活かしたデザインとなるよう配慮することで、地域の個性を高めていくように整備します。
公園・広場	• 土地区画整理事業などの面整備を行う場合は、既存の樹林や樹木を、公園や緑地等の一部として位置付けるなど、既存資源の保全に取り組みます。 • 公園や広場、緑地の整備に当たっては、地域の特徴を活かした個性あふれる場となるように工夫し、居心地が良く訪れたくなるような、地域にふさわしい公園を整備します。また、周辺のみどりとの一体性に配慮し、みどりの空間が周辺に広まっていくよう積極的に緑化します。 • 植栽に当たっては、地域の中心的存在として人々に親しまれる空間となるよう、地域や公園のシンボルとなる樹木を積極的に植樹し、樹木は見通しを確保するなど安全性や生物多様性などにも配慮しながら、適度なボリュームとなるよう維持管理を行います。
建築物	• 建築物の建築に当たっては、景観計画に定める景観形成基準に適合させるとともに、地域の特性を活かし、地域の自然、歴史、文化等の特徴をデザインに取り入れ、地域の良好な景観づくりの先導となるべきモデルとして整備します。外構は積極的に緑化し、周囲にみどりを広げていく拠点として整備します。 • 特徴的な景観を形成している建築物の建て替えや増改築、修繕等を行う場合には、従前の外観の特徴を保全するよう配慮します。

●市庁舎の整備と周辺の景観づくり

新しい市庁舎は、かつての宿場町の趣を感じる施設の形態意匠や色彩とし、周辺の景観づくりを先導する整備を進めます。

庁舎周辺の道路の街路灯、ガードレール、路面のデザイン、公共サインについては、デザインの統一を図るなど市庁舎と調和するよう配慮します。

さらに、民間の施設についても、人々が滞留できる空間の確保や屋外広告物の誘導などにより、庁舎周辺の景観づくりを進めます。

●公共施設景観ガイドラインの策定

公共施設を整備する際の景観づくりの配慮事項や、市が設置する公共サインのデザインなどを整理したガイドラインの策定に努めます。

●公共施設の景観づくりを誘導する協議システムの整備

景観に配慮した公共施設の整備をするため、庁内の調整を図る協議システムの整備を検討します。

●国・県などと連携した景観づくり

国や県その他インフラ管理者が所管する施設の建築や模様替え、日常の維持管理に当たって、施設管理者に対して市の景観づくりの方向性を順守するよう伝え、連携した景観づくりを進めていきます。

④取り組み

取組名称	内容	担当課
草加松原の保存活用	『国指定名勝「おくのほそ道の風景地　草加松原」保存活用計画』及び整備基本計画に基づき、草加松原の保存及びにぎわい創出に向けた活用を進めます。	生涯学習課 関係各課
葛西用水の親水化	水辺環境整備事業を推進し、葛西用水の親水化を進めます。	河川課
歴史的資源を活用したまちづくりの推進	「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」などを活用し、旧町や草加松原をはじめ、草加市の歴史的資源（文化財等）を活用したまちづくりや学習機会の提供などを進めます。	都市計画課 生涯学習課
空き家の利活用	使用されていない空き家・空き地・空き店舗を地域の資源として利活用できるよう啓発や支援を行います。	産業振興課 都市計画課
公園等の整備	草加市みどりの基本計画に基づき、身近な公園等配置検討地区などにおいて公園等の整備を進めます。	みどり公園課
都市農業の保全と農地の利活用	都市農業を保全するため、農地の利活用促進に向けた取り組みを行います。また、生産緑地の追加指定や、満期を迎える生産緑地の特定生産緑地への移行を進めます。	都市農業振興課 都市計画課
保存樹林等の保存	草加市みどりの条例に基づき、保存樹木・保存樹林・保存生垣の指定・保全に取り組みます。	みどり公園課

取組名称	内容	担当課
生物多様性の保全	生物多様性の保全を推進します。	環境課
ビオトープ等の保護	自然観察ができる場として、ビオトープやバードサンクチュアリ等を保護します。	環境課 指導課
市街化調整区域の土地利用の検討	市街化調整区域の自然環境や農業環境の維持・保全、都市的土地利用を踏まえた全体の土地利用について検討します。	都市農業振興課 環境課 都市計画課
景観に配慮した道路・水路の整備	景観計画に定める「公共施設の景観づくり方針」に沿った整備を進めます。	河川課 道路整備課
景観に配慮した公共施設の整備	景観計画に定める「公共施設の景観づくり方針」に沿った整備を進めます。	公共建築課
公共施設の緑化の保全・整備	草加市みどりの基本計画及び草加市みどりの条例に基づき、公共施設の緑化の保全と整備に取り組みます。	みどり公園課
公共施設景観ガイドラインの策定	公共施設の景観ガイドライン策定と庁内での協議制度の確立を進めます。	都市計画課

⑤成果指標

景観づくりに関する施策の推進を示す以下の成果指標を定め、おおむね10年後をめどに以下のような目標をめざすものとします。

指標	現況		10年後の目標	担当課
特定生産緑地への移行割合	**7.7%**	➡	**80.0%**	**都市計画課**

（３） 景観づくりに関する意識の醸成

市民、事業者それぞれが、身近なところから景観づくりに取り組むことにより、生活にうるおいを与える良好な景観が創られていきます。このため市は、市民、事業者に対して良好な景観づくりについての普及、啓発を行い、また市民が自主的に景観づくりに取り組めるような環境を整備していきます。

①景観づくりに関する啓発活動

景観づくりの重要性や市の景観づくりの方向性、取り組みを、市の出前講座やパンフレットの配布などを通して積極的に啓発します。また、事業者に対しても、ガイドブックやチラシなどを用いて、景観づくりの方向性や届出制度の仕組みなどについて周知し啓発を図ります。

②景観づくりに関する情報発信

草加の魅力ある景観や景観づくりに関する情報について、多様な媒体を用いて発信する取り組みを積極的に行います。

③景観づくりを学ぶ機会の確保

●景観ワークショップなどの開催

景観づくりに関する意識を醸成していくために、ワークショップやシンポジウムなどのまちなみ景観を学ぶ機会のイベントの開催に努めます。

●景観学習の推進

子どもの景観に対する意識を醸成するために、学校教育との連携を図り、小・中学生に対する景観学習の活動を推進します。

●公募の実施

写真展や絵画展など、景観への意識を高める公募を実施します。

④表彰制度の実施

●景観賞表彰事業の実施

優れた景観づくりに貢献している建築物や市民の活動を表彰することにより、景観に対する市民意識の高揚や良好な景観づくりに向けた市民のまちづくり活動の促進を図っていきます。

草加松原

葛西用水

⑤取り組み

取組名称	内容	担当課
景観づくりに関する啓発活動	パンフレット等を活用して、主に事業者に対して、良好な景観づくりに関する意識啓発、情報発信を行います。	都市計画課
景観づくりの出前講座の開催	出前講座を活用して、地域の方に対して市の景観づくりの取り組みや良好な景観づくりに向けた活動について情報提供します。	都市計画課
違反広告物への意識啓発	違反広告物への意識啓発を図るとともに、市民等と協働して簡易除却を実施します。	くらし安全課 都市計画課 維持補修課
都市と農地が調和したまちなみ景観の意識啓発	農地とまちなみ景観が調和するような景観づくりに向けて意識啓発を進めます。	都市農業振興課 都市計画課
景観資源に関する情報発信	広報紙や市ホームページ等を通して、市内の景観資源を情報発信します。	広報課
ワークショップ等の実施	コミュニティプランの策定など地区ごとのまちづくりの場を活用し、良好な景観への意識啓発に取り組みます。	都市計画課
「みどり」を学ぶ場の充実	「みどり」を学び、体験する機会の充実を図り、自主的な景観づくりの意識を醸成します。	みどり公園課
景観学習の推進	学校教育を通して、良好な景観について学習する場を提供します。	指導課
河川愛護キャンペーンの実施	市民が撮影した写真を展示し、良好な河川の景観を守る意識を啓発します。	河川課
風土の色のカラーネームの公募	風土の色各色のカラーネームの公募を行い、草加の風土への愛着を養い、良好な景観づくりへの意識を高めます。	都市計画課
景観賞の実施	優れた建築物や良好な景観づくりに携わる方々を表彰することで良好な景観への意識の高揚を図ります。	都市計画課

⑥成果指標

景観づくりに関する施策の推進を示す以下の成果指標を定め、おおむね10年後をめどに以下のような目標をめざすものとします。

指標	現況		10年後の目標	担当課
景観賞の表彰件数	**0 件**	➡	**50件**	**都市計画課**

（４） 市民・事業者の景観づくりの支援

景観は市民の生活に密着したものであり、市民が自らの住む地域に対する愛着や誇りを大切にしながら景観づくりを進めることが大切です。このため、景観づくりは市だけでなく、地区に住む方々が自ら関わりながら、また、景観計画に定める内容よりも地区特性に応じたよりきめ細かくルールをつくっていくことが必要です。市ではこうした景観づくりに取り組む市民や事業者の方を、景観条例に基づく規定や、様々な助成制度を活用して支援します。

①地区の景観に関するルールづくりの支援

●地区景観づくり協議会の認定・支援

景観づくりに向けた活動に積極的に取り組んでいる市民団体を草加市景観条例に基づく「地区景観づくり協議会」として認定し、アドバイザーを派遣するとともに、活動や運営に要する費用を助成するなど支援します。

●景観づくり地区の指定

住民による地区の景観づくりを進める地区を草加市景観条例に基づく「景観づくり地区」に指定します。また、地区の景観づくりのルールの策定に向けた活動を助成し、景観に関する地区独自の指針づくりを支援します。

●地区指針の作成

地区景観づくり協議会が景観づくり地区の指定を受けると、その地区における建築物や工作物の配置や規模、形態意匠、色彩などについてのルールを「地区指針」として作成することができます。また、その地区指針に基づいて地区の良好な景観づくりが進められている場合には、市は地区指針の内容を景観計画に反映します。

②助成等の支援制度の運用と拡充

●各種助成制度による支援

１．地区まちづくり協議会助成金

地区景観づくり協議会として認定した団体に対して、地区まちづくり協議会助成金を活用して良好な景観づくりを推進するための調査、研究活動、学習活動に対して助成・支援を行います。

２．地区景観づくり推進市民助成金

地区のまちなみ景観ルールを定めている地区で、良好な景観づくりを推進する市民を支援するため、そのルールに基づいた建築行為に係る費用などに対して助成・支援を行います。

３．ふるさとまちづくり応援基金

草加市みんなでまちづくり自治基本条例に基づき、住み良いまちづくりをめざす市民の主体的な活動を応援するため、基金を活用し、取り組みに対して助成を行い、支援します。

４．緑化推進団体等緑化事業補助金

市民の良好な景観づくりを支援するために、生垣や壁面緑化などの補助をはじめ、活動に要する費用を助成するなどの支援を行うことで、良好な景観の創出を図っていきます。

●その他の団体の支援

花いっぱい運動や清掃活動など、地域の景観の向上に資する活動を行っている団体に対し、支援に努めます。

③地区単位の景観づくりの推進

●景観重点地区の追加

まちづくりの進展に合わせ、必要に応じて、市民、事業者とともに重点的に景観づくりを推進していく地区を重点地区として位置付け、良好なまちなみ景観をつくり出していきます。

●コミュニティプランとの連携

市内10のコミュニティブロックごとに進めているまちづくりと連携した景観づくりを進めます。地区にお住まいの方が集まって地域課題などについて話し合う場として地区別懇談会を用意するとともに、地区の方とともにまちの将来像を考え、協働で景観づくりを進めていきます。また、景観づくりの目標や取り組みは、地区のまちづくりの計画であるコミュニティプランに位置付け、まちづくりと一体となった景観づくりを進めていきます。

④取り組み

取組名称	内容	担当課
景観づくりに取り組む地区を支援	景観づくりに積極的に取り組む地区を景観条例に基づく地区景観づくり協議会として認定し支援します。	都市計画課
	コミュニティプランの策定に伴う懇談会等を通じて、地区の方が景観について話し合う場、景観をきっかけに活動を始める場を用意し、地区ごとの景観まちづくりを支援します。	都市計画課
景観づくりを進める団体を支援	地区景観づくり協議会に対して、景観づくりのビジョン作成や取り組みに対して助成します。	都市計画課
	地区のまちなみ景観ルールに基づいた建築行為などに対して助成します。	都市計画課
	景観づくりに取り組む市民団体をふるさとまちづくり応援基金で助成します。	みんなでまちづくり課
緑化を推進する団体を支援	緑化活動への協力や緑化事業補助金の活用等により、みどりのまちづくりを進める市民団体を支援します。	みどり公園課
身近なみどりを見守る団体を支援	都市公園等管理者制度を活用し、公園等の身近なみどりの保全に取り組む市民団体を支援します。	みどり公園課
まちなか緑化活動を支援	屋上緑化やみどりのカーテンを促進するため、ゴーヤの苗を配布します。	環境課
景観に配慮した店舗を支援	景観に配慮し、優れた景観を形づくっている店舗などを募集し、景観優良店舗としてホームページ等で紹介します。	都市計画課
屋外広告物を活用した景観づくりを支援	地区で統一したサインの作成や、エリアマネジメント広告の実施など、屋外広告物を活用した地域の個性的な景観づくりを支援します。	産業振興課 都市計画課

⑤成果指標

景観づくりに関する施策の推進を示す以下の成果指標を定め、おおむね10年後をめどに以下のような目標をめざすものとします。

指標	現況		10年後の目標	担当課
コミュニティプラン作成地区数	2 地区	➡	10地区	都市計画課

3　にぎわい交流エリアの協働による景観づくり

景観資源は保全するだけでなく上手に活用することが大事であり、また、建築物や工作物といったハードだけでなく、活気のあるまちの風景そのものも重要な景観であることから、都市計画マスタープランで「にぎわい交流エリア」として位置付けた区域では、景観重点地区である松並木沿い地区及び旧道沿い地区の景観づくりの推進を中心として様々な施策を推進し、草加らしいにぎわいと交流の創出を図ります。

地域の公共空間をウォーカブルな人中心の空間へ転換し、官民で連携しながら、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を形成します。これにより、地域消費の拡大、観光客の増加、健康寿命の増進など様々な地域課題を解決しながら、新たな価値を創造し、内外の多様な人材を引き付ける魅力的なまちをつくります。

そのために、公共空間を活用することや官民のチカラを活用すること、また、関係者が集まれる場をつくり、地区のマネジメントを担う組織の設立をめざします。

今後、地域の市民や団体が主体となった活動が成熟化した際に、景観法に基づく景観地区や景観条例に基づく景観づくり地区の指定を検討していきます。

（１）　にぎわい交流のため、イベントを開催する

にぎわい交流のために、市民や市民団体、事業者、獨協大学などと連携しながら、草加松原、松原綾瀬川公園、旧道において既存イベントを充実させ、にぎわいの創出を図ります。また、新たな主体の巻き込みによる多様なイベントを開催します。

- **●既存イベントの充実**（宿場まつり・草加ふささら祭り・商工会議所祭り・子どもフェスタなど）
- **●新たな主体による多様なイベントの開催**（まちバル、マルシェ、キッチンカー・朝ヨガ・100円商店街・ファッションショーなど）
- **●情報発信と外国籍の方の誘致**

草加ふささら祭り

春のこどもフェスタ

（２）　にぎわい交流のため、公共施設を整備・リニューアルする

にぎわい交流のために、地区内の拠点や骨格となる場所において、地区内の方や訪れた方などが交流できるよう、また、それらを起点ににぎわいの効果が波及するよう、公共施設を整備・リニューアルします。

- **●拠点の整備**（市庁舎・南側公共用地・草加松原団地・草加駅東口・獨協大学前〈草加松原〉駅など）
- **●骨格の整備**（旧町構想路線・旧道モデル事業など）

（３） にぎわい交流のため、官民連携を進め、民間のチカラを活かす

にぎわい交流のために、民間との連携を進め、民間のチカラを活かします。バル（飲み屋）やマルシェ（市場）、ヨガなど小さな取り組みから始めて広げていくプレイスメイキングの取り組みを進め、地区内のにぎわいが、次のにぎわいを誘発し、良い効果が波及していくスパイラルアップをめざします。また、地区内の広場や道路などの公共施設の民間活用を進め、にぎわい交流を促進します。

●リノベーションまちづくりの推進

旧日光街道沿いを中心とした旧町地区の既存の空き家・空き店舗、公共資産を有効に活用し、民間事業者などとの連携を図りつつ、リノベーションまちづくりを推進します。

（４） にぎわい交流のため、地区を統括するエリアマネジメントを推進する

地区のにぎわい交流の取り組みを進めていくため、市民・市民団体・事業者・商店主・獨協大学・不動産会社などが集まるマネジメント組織を設置します。キーパーソンの発掘や、集まれる場の設置に始まり、地区の名称・愛称や地区のビジョンの作成、モデルイベントの開催やアクションプランの作成などのプロセスを経て、地区のマネジメント組織の立ち上げをめざします。

また、地区の屋外広告物のルールや松並木への眺望に配慮した基準の作成も検討します。

市ではこれらの活動や取り組みに対する助成制度を用意します。

（５） 個別取り組み

①にぎわい交流のため、イベントを開催する

取組名称	内容	担当課	連携主体
まつばら綾瀬川公園でのイベントを実施	草加ふささら祭り、商工会議所まつりなど、まつばら綾瀬川公園でのイベントを実施します。	みんなでまちづくり課 産業振興課	市民 市民団体 飲食店主
草加松原でのイベントを実施	草加ふささら祭りや朝顔市、国際ハーブフェスティバルのほか、和舟の就航や「漸草庵 百代の過客」を活用したイベントなど、草加松原でイベントを実施します。	みんなでまちづくり課 文化観光課	市民 市民団体 飲食店主
旧道でのイベントを実施	宿場まつりなど､旧道でのイベントを実施します。	みんなでまちづくり課 文化観光課	市民 市民団体 飲食店主
新たな主体によるイベントの企画	道路や公園、空き地や空き店舗などの空間資源を活用することや、マルシェやバルイベントなどの小規模なイベントから始めることも含め、新たな主体による新規のイベントを企画します。	産業振興課	飲食店主
外国人観光客の誘致	草加まち歩きマップや観光案内板などの多言語化の推進や、多言語での情報発信や紹介、無料Wi-Fiの設置などにより、外国人観光客の受け入れの取り組みを進めます。	文化観光課	－
イベントの情報発信	広報紙や市ホームページを通して、イベントの情報発信を行います。	広報課	－

②にぎわい交流のため公共施設を整備・リニューアルする

取組名称	内容	担当課	連携主体
市庁舎建て替えと周辺のまちづくり	新しい市庁舎を地域のランドマークとなるよう、宿場町の趣を感じる形態意匠や色彩で整備します。	庁舎建設室	－
	公共サイン・路面デザイン等の統一や、人が滞留できる民間施設の誘導などにより、市庁舎周辺の景観づくりとにぎわいづくりを一体的に進め、草加駅から市庁舎までの一帯エリアを居心地よく歩ける空間として整備することをめざします。	産業振興課 交通対策課 都市計画課	地域商店会
草加駅東口リニューアル	草加駅東口リニューアルに当たっては、草加市の顔となるように旧町地区の歴史的まちなみに調和した色彩やデザインとするとともに、駅前のにぎわいの創出につながるような整備に取り組みます。	産業振興課 都市計画課 道路整備課	地域商店会
獨協大学前〈草加松原〉駅東口整備	獨協大学前〈草加松原〉駅東口は草加松原の玄関口としての機能を有するため、駅利用者等にとっての利便性の向上及び景観に配慮した整備の検討を行い、東武鉄道との協議を進めます。	都市計画課 道路整備課	東武鉄道
草加松原団地建て替えに伴うまちづくり	景観重点地区である草加松原団地の建て替えに伴い、地区の多世代交流とにぎわいづくりをめざし、地区計画等により秩序あるまちなみの形成や、公園・緑地等の整備により、良好なまちなみ景観の創出に取り組みます。	都市計画課	ＵＲ都市機構
旧道モデル事業	地区の南北を通る主要な交通であり、また宿場町の趣を残す旧道の一部区間を、地区のにぎわい交流のために整備します。	都市計画課 道路整備課	地域商店会
草加駅東口街路網Ｂ～Ｃ路線の見直し	平成元年（1989年）からの構想路線としての位置付け後、時代の変化に伴い各路線の必要性も変化したことから、モデル事業区間の効果も検証しながら、地域の活性化、安全性の向上、財政負担などの観点から、今後のあり方を検討します。	都市計画課	地域商店会
南側公共用地の土地利用	総合的な観点からにぎわい交流に資する土地利用について検討します。	総合政策課	－
自転車通行空間の整備	「草加市自転車ネットワーク計画」に基づき、自転車が安全で快適に通行できる空間の整備を推進することで、自転車を活用したにぎわいの創出を図ります。	交通対策課	－
観光案内板の整備	景観に配慮したユニバーサルサインの設置を進めます。	文化観光課	－

③にぎわい交流のため官民連携を進め、民間の力を活かす

取組名称	内容	担当課	連携主体
リノベーションまちづくり	リノベーションまちづくりの推進による新たなコンテンツの創出によるにぎわいの創出を進めます	産業振興課	不動産所有者
伝右川のかわまちづくり	伝右川を軸として、回遊性向上や親水化を図り、身近な健康づくりや交流の場、外から人を呼び込むにぎわい交流の場の創出を図ることで、都市環境の向上を図ります。また、整備された空間は官民連携での管理運営をめざします。	都市計画課	県・地域 市民団体 獨協大学
草加松原団地の近隣商業施設の整備	景観重点地区である草加松原団地における近隣商業施設の整備では、地域との連携・交流や文化・教育の発信によるにぎわいのある景観づくりに取り組みます。	都市計画課	権利者 商店会 獨協大学 ＵＲ都市機構
都市再生推進法人との連携	地域のまちづくりを担う団体を都市再生推進法人として認定し、連携してにぎわいづくりに取り組みます。	産業振興課 都市計画課	民間事業者
都市農地を活用した拠点づくり	市民農園・体験農園や農家レストランなど、都市農地を活用した拠点づくりを支援し、地域のにぎわい交流を創出します。	都市農業振興課	農業者
公共空間の利活用	にぎわい創出のため、公園や道路を一時的にイベント等で活用できるよう検討します。また、公共空間や、空き店舗・空き家等の民間不動産などの様々な空間資源を積極的に発掘し、新たなコンテンツへと転換、再生、活用します。	産業振興課 みどり公園課 維持補修課	事業者

④にぎわい交流のためマネジメント組織をつくる

取組名称	内容	担当課	連携主体
修景に対する助成制度	草加松原において、松並木の背景となるエリアを中心に、建物の修景を行う方に対する助成制度を検討します。	都市計画課	地域
法制度や補助金の活用	観光資源を景観資源と捉え、景観まちづくりの推進のため、市の屋外広告物条例の制定、景観法や歴まち法の活用など、必要となる制度の紹介などを行います。また、活用できる国庫補助金等の情報提供などを行います。	都市計画課	地域
景観法に基づく制度活用の支援	地区でまとめた景観づくりの方針を実行力のあるものとして制度化するために、景観法に基づく景観地区や景観協定の活用を支援します。	都市計画課	地域
話し合いの環境整備（キーパーソンの発掘・集まる場の用意）	景観まちづくりに関心のある市民や事業者など地区のキーパーソンの発掘に取り組みます。また、コミュニティプランの策定を推進する中で、景観まちづくりについて議論する場の提供など、集まれる場づくりに取り組みます。	都市計画課	地域

取組名称	内容	担当課	連携主体
アーティストやクリエイターとの連携	地区のビジョンや構想づくり、プロジェクトの企画に斬新な発想を吹き込むため、アーティストやクリエイターを発掘し、連携して取り組みます。	産業振興課 都市計画課	市民
地区景観づくり協議会の組織化を支援	景観まちづくりに興味や関心のある市民や事業者などが、景観まちづくりに本格的に取り組めるように、組織化の支援や景観まちづくりのアドバイザー派遣などの支援に取り組みます。	都市計画課	地域
地区景観づくり協議会への助成		都市計画課	地域

（６）　成果指標

景観づくりに関する施策の推進を示す以下の成果指標を定め、おおむね10年後をめどに以下のような目標をめざすものとします。

指標	現況		10年後の目標	担当課
草加市の景観に誇りや愛着を感じる市民の割合	**63.9%**	➡	**80.0%**	**都市計画課**

■にぎわい交流エリア位置図

Column　取り組みの「掛け算」による相乗効果

にぎわい交流エリアにおける協働による取り組みは、それを実施することによる直接的な効果だけでなく、その実施によって地域の内外から多くの人々を引き寄せ、まちに活気が生まれ、地域の人々のまちづくりへの関心をさらに高めることになるといった波及的な効果を生みだします。そして、このような波及効果を生むためには、それぞれの取り組みをエリア内で連携して行うことによって、「掛け算」のように相乗効果を生むことが求められています。

例えば、「かわまちづくり」では、遊歩道整備と連携しながら、川沿いにある観光拠点を結び回遊性を高めることで、誰もが楽しめる空間の形成をめざしておりますが、これは、行政による公共事業だけでなく、綾瀬川流域クリーン大作戦や和舟の運行、獨協大学の学園祭、宿場まつりといった、地元の熱意ある取り組みと「掛け算」することで大きな相乗効果を生み、まちのにぎわいづくりにつながることが期待されています。

整備された伝右川の親水護岸

遊歩道に置くベンチを制作

Column　ウォーカブルなまちづくり

「居心地が良く歩きたくなるまちなか」をめざして、国が進めている空間づくりのひとつです。

現在、人口減少や少子高齢化が進み、商店街の空洞化などによって、地域の活力の低下が懸念されています。こうした中、都市の魅力を向上させ、まちなかににぎわいを創り出すことが、多くの都市に共通して求められています。このため、多くの都市では、まちなかを「車」中心から「ひと」中心の空間へと転換し、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へと変えていく取り組みが進められています。

これらの取り組みは、「ひと」中心の豊かな生活空間を実現させるだけでなく、地域消費や投資を拡大させたり、観光客が増えたり、孤独や孤立を防止して健康寿命を伸ばしたりと、様々な地域課題の解決や新たな価値の創造につながっていきます。

この取り組みは「Walkable，Eyelevel，Diversity，Open」がキーワードとなっています。

4 市民が取り組む景観づくり

身近な景観づくりを具体的に進めていくためには、一人ひとりが「景観」について考え、具体的に行動することが基本です。そして、その行動によって、地域の人々と一緒に景観づくりを考え、協力しながら、地域ぐるみの取り組みとして広げていくことができれば理想的です。

ここでは、地域にお住いの皆様が身の回りの場所で、ちょっとしたことから始められる身近な景観づくりのアイデアを、市民が取り組む景観づくりの行動計画としてまとめています。

（1） 身近な景観づくりの考え方

誰もが普段の生活の中で、様々な行為や活動をしています。まちの環境は、このような営みに影響されながら生き生きとしたシーンが生まれ、それが景観となって現れています。

つまり、皆様の日頃の生活における営みがまちの景観を生み出しており、皆様一人ひとりが景観を構成する要素の一つであるといえます。このため、まちとの関わりを増やすことが豊かな景観をつくることにつながります。

例えば、まちなかにこだわりのお店や素敵なまちなみがあると、お洒落をして出掛けたくなります。まちなかに人が増えるとまちがにぎわい、お店も増えてまちの魅力も高まっていくことで出掛ける機会も自然と増えます。そのことが相乗効果となって、まちの個性ある景観づくりにつながります。

また、公園の中に落ち着いた木陰のベンチがあると、散歩の途中で腰を下ろして休みたくなります。そこで本を読みたくなるかもしれません。公園に自分のお気に入りの居場所をもつ人が増えると公園の風景もほっこりとしたものになり、ますます公園で過ごす人が増えます。そのことが公園の魅力ある景観づくりにつながります。

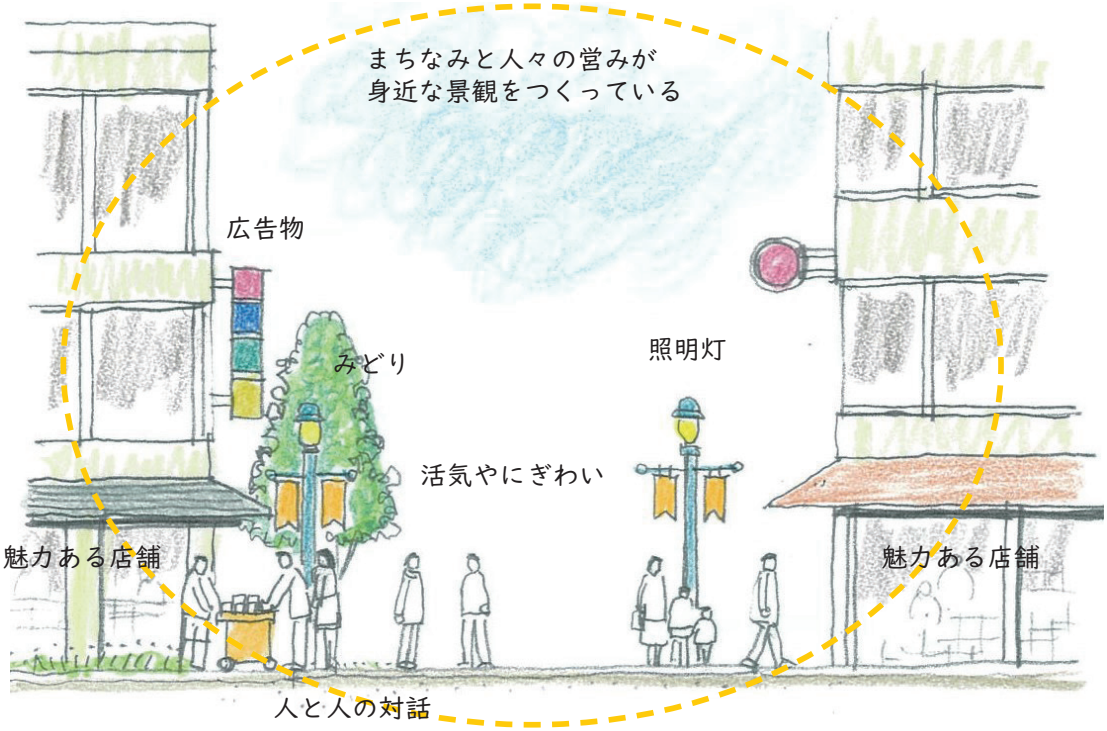

（２）　景観づくりをきっかけにまちづくりへ

景観づくりは特別な取り組みではなく、私たちが日頃、自分たちの暮らしを良くしようと行っている取り組みの一つひとつの積み重ねで、誰もが日常の中で、そっと取り組むことができるものです。そして、できることから始めて、小さな成功体験をつくることで、共感する人を増やし、ともに活動する仲間の輪を広げ、どんどん活動の規模を大きくしていくこともできます。

景観への意識や関心が高まったら、一人でできる活動に向けて一歩踏み出してみましょう。それが間もなく、仲間や地域ぐるみの活動へと拡大すると、次第に、もっと幅広いテーマでこの地域を良くしたいという、大きなまちづくりの活動へと展開していきます。こうした動きを促進することで、まちづくりは次の、新たな個人の取り組みを誘発していくという、まちづくりのスパイラルアップを生み出していくことができます。

一人ひとりの景観づくりをきっかけに、誰もがいつまでも住みやすいまちを目標に、地域課題を自分たちが主体となって解決していくまちづくりへと、活動を広げていくことをめざします。

■景観づくりのプロセス

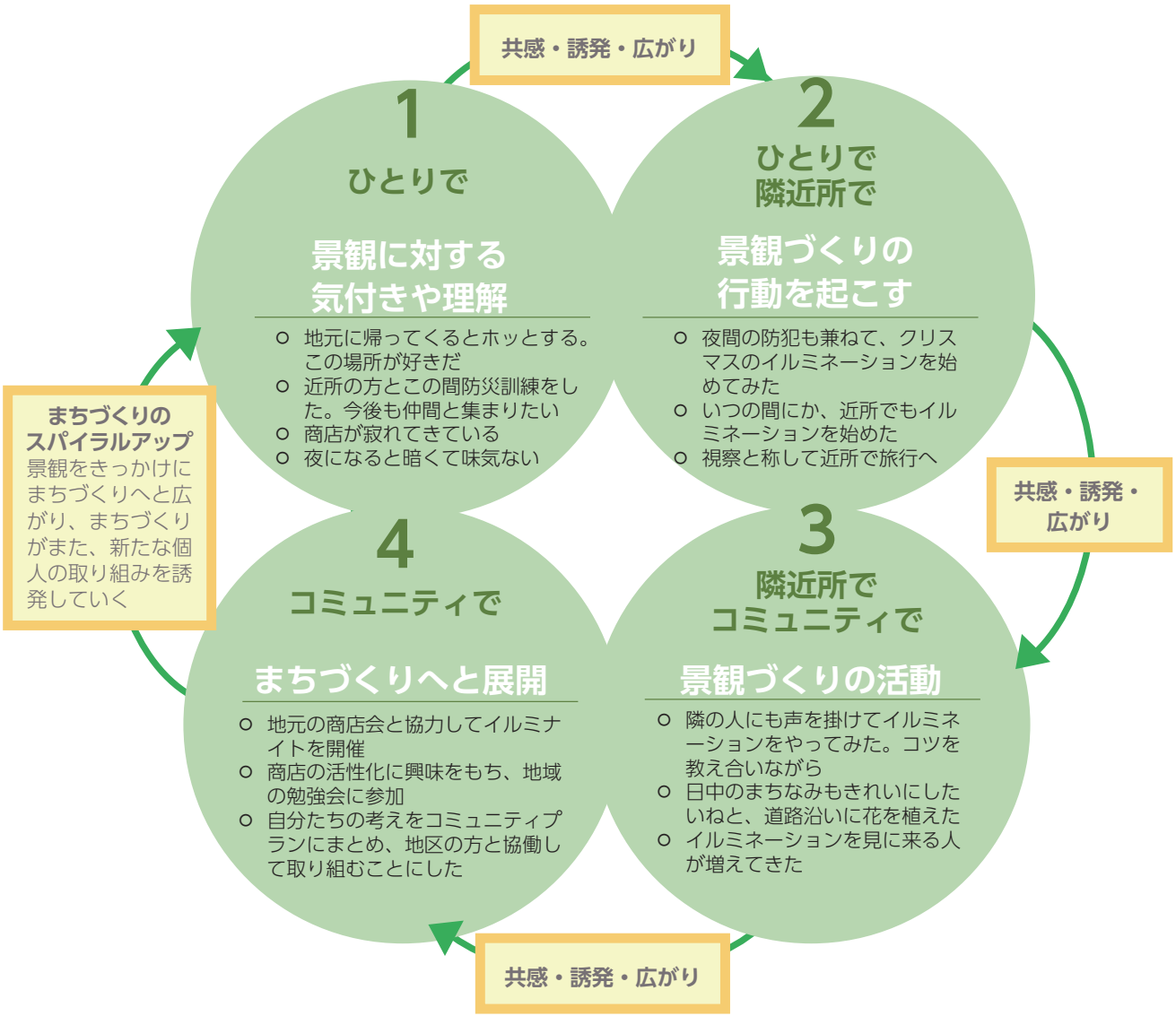

1 景観づくりを理解する

身近な景観づくりに向けた、「景観」や景観づくりの捉え方について理解します。

●「景観」とは

「景観」とは、景色を意味する「景」と、見ることを意味する「観」からなっています。「景観」とは、ある場所から、「景」を見る（観る）ことで形成される像（イメージ）です。

私たちは、日頃何気なく多くのものを見ています。見るとともに、理解し、実感し、評価しています。この一連の流れが景観の本質を示しています。

このように捉えられた景観のイメージは、多くの人と共有されています。また景観は、長い年月を掛けてつくられます。しかし、一度失われてしまうと、元に戻らないという特徴があります。その意味で、景観は地域で育んでいくべき財産であるといえます。

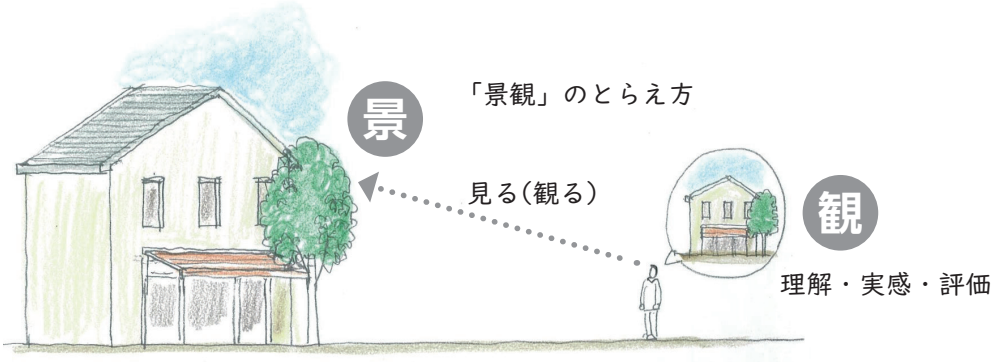

●「景観づくり」とは

景観づくりとは、地域に住む人や地域を訪れる人が良いと感じられるように、様々なものごとを整えて、**「暮らしやすい、居心地の良い環境をつくること」**です。

身近な景観は、地域に住む人の生活に対する意識や姿勢が反映されてつくられます。このため、良好な景観は、地域に住む人の一人ひとりのまちに対する意識や行動にかかっています。

また、個人の好みで美しいと思うものをつくることだけでなく、まちに対する心遣いや意識をもつことが、景観づくりにとって大切なことです。例えば、まちへの心遣いによって、家の前を掃除したり、地域に住む人同士の挨拶や会話が生まれれば、それは人と人の関係が息づく居心地の良い景観と言えるでしょう。

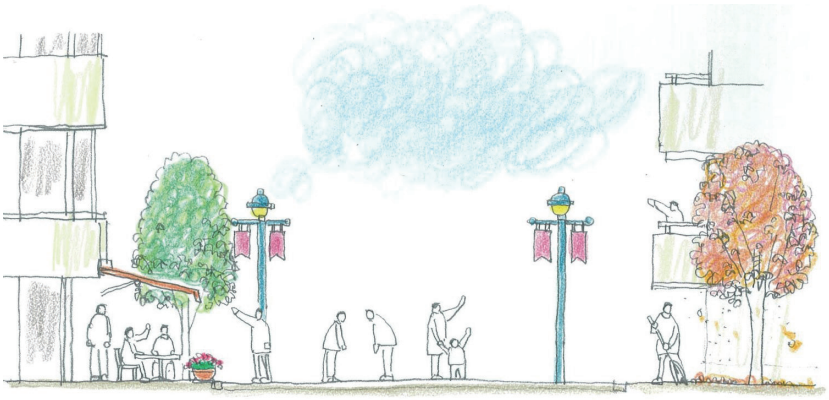

●景観づくりのポイントを押さえる

景観づくりは空間の広がりの中で捉える必要があります。具体的には、道路や公園などの公共空間と私的な空間以外に、それらの間の空間である「中間領域」に意識を向けることが大切です。この中間領域は地域の景観に影響を与える重要な空間であり、公共空間とも重なりながら地域の景観を形成しています。

中間領域では、その位置する場所の特性を把握し、道路、公園、河川沿いなどの公共空間から「どのように見えるか、どのように感じられるか」を考え、以下の景観づくりに大きく関わる要素や要因を踏まえながら景観づくりをすることが大切です。

景観づくりに大きく関わる中間領域の主な要素・要因

施設や空間
- **●建築物など**
  （規模、形態意匠、材質、色彩など）
- **●塀や柵、擁壁、門扉など**
  （規模、形態意匠、材質、色彩など）
- **●広告物**
  （規模、形態意匠、材質、色彩など）
- **●オープンスペース（空き地、緑地など）**
  （路面の舗装材の材質、色彩、道路とのつながりなど）
- **●みどりや水（屋敷林、生垣、河川・水路、花壇、庭・庭木など）**
- **●その他の要素（ベンチ、プランターなど）**

人々の暮らし・行動
- ●歩く、集う、遊ぶ、くつろぐ、スポーツをするなど
- ●まちに対する意識、考え方
- ●イベント・まつり

時間的な要因
- ●一日の時間の変化（照明などの光など）
- ●天候
- ●季節の変化
- ●長い年月の中での歴史的な経過や経年変化

これらが一体となって景観がつくられる

2 景観づくりのための行動を起こす

●一人でできる景観づくり

景観は様々な活動の結果が目に見える形になったもので、建築物や工作物などの施設をつくることだけが「景観づくり」ではありません。

私たちの普段の暮らしやいろいろな活動は、意識していないこともあるかもしれませんが、実はまちとも関わりがあり、景観づくりにも関係しています。このため、積極的にまちと関わりをもつことは、景観を良くすることやまちづくりの第一歩となります。道路のごみを拾うことや、玄関前に花を植えるなど、身の回りを自分事として良くする行動は、一人でできる景観づくりです。また、今行っている活動に「少し足してみる」・「掛け算してみる」ことで、景観づくりにつながることもあります。

●「景観」を意識して、まちを歩く

「景観」を意識して、まちを歩いてみます。朝ペットを連れて散歩したり、昼下がりに買い物をしながら散歩に出かけたりする人を多く見かけます。そのときに、いつものコースを歩いたり、たまにはちょっと違う道を歩いてみたりする中で、今まで気付かなかったことが多くあることが分かります。

季節の変化に気付いたり、魅力のあるデザインの家や店を見つけたり、にぎわっているいい場所を見つけたり。このようなまちの小さな変化や良さに気付くことで、知らず知らずのうちに景観を見る目が育まれているのです。

景観づくりのアイデア

- 草加市内で、よく行く場所やお気に入りの場所を確認する
- 季節や時間で良いときはいつかを考える
- 良いと思う景観の写真を撮る
- 人に良い景観を紹介したり、インスタグラムにアップしたりする
- 地域やまちのシンボルとなっている要素を確認する
- 自分の家は、周りからどのように見えるかを考える

まちを歩き季節を感じる

●「景観」を意識した買い物をする

まちの中にはいろいろな店があります。魅力のある建物や看板を掲げている店や店先がにぎわっている店がある通りは、まちなみも雰囲気があります。一方で、周辺と調和しない派手な看板を掲げているお店や、にぎわいが感じられない店が多くあれば、通りのまちなみも台無しになってしまうかもしれません。

店はお客さんが支えるもの。景観に配慮のある店、にぎわいのある店で買い物をして応援することは、通りのまちなみをよくすることにもつながります。

景観に配慮している店に行く

景観づくりのアイデア

- 景観に配慮した店で買い物をする
- 魅力のある店を紹介したり、インスタグラムにアップしたりする
- 魅力のある店の包装紙を使う

●きれいに整え、きれいに保つ

景観は、単に施設の集合によってつくられるのではなく、人々の営みのあらわれです。管理が行き届いていない施設やごみが多くみられるまち、マナーが良くないまちは、荒れた印象を与えます。一方、人の気持ちや心遣いが感じられるまちは、あたたかみのある印象を与えます。

通りを行き交う人が、良い印象をもつことができるように、まちを良くしようとする行動を検討します。

景観づくりのアイデア

- 隣近所の人と挨拶をする
- 自分の家の周りを掃除したり、ごみを拾ったりする
- ごみの出し方を考える（集積場、ごみ箱などを含めて）
- 雑然としているもの、見せたくないものを隠す
- 臭いや音、光など不快な思いをさせるものを取り除いたりする
- 自宅の前をオープンにする

挨拶をする　家の周りを掃除する　ごみの出し方に配慮する

●花やみどり、小物などで飾る

花やみどりは、うるおいや華やかさのある景観をつくる上で欠かせないものです。また、単にみどりの量を増やすことだけでなく、効果的な見せ方も重要です。

家や店の入口などの人々の目が良く届く場所に、花やみどり、小物などを用いて、おもてなしの心遣いがあらわれる、良好な表情をつくることを工夫しましょう。道行く人との会話が生まれるかもしれません。そのようなときの会話も楽しみの一つでしょう。

景観づくりのアイデア

- 花を植えたプランターやハンギングバスケットで飾る
- 道路際に花壇やオープンガーデンをつくる
- ブロック塀を生垣にしたり、庭をオープンにして通りからよく見えるようにしたりする
- シンボルツリーや花の咲く木を植える
- 表札や看板のデザインを工夫する
- 室内の明かりが通りに漏れ出るようにしたり、照明によって、夜の表情を演出したりする

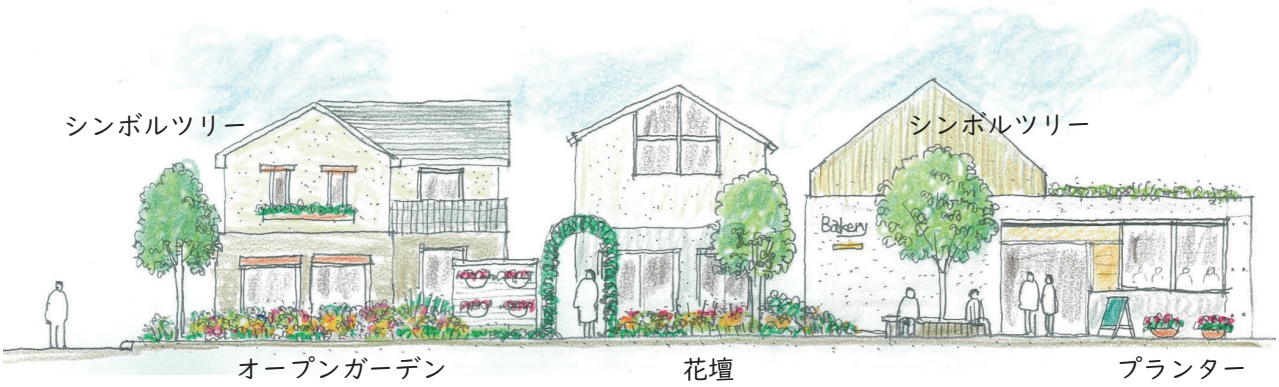

●地域の人々の集まりに参加する

写真や絵画など、まちに出かける様々な趣味のサークル活動が活発に行われています。このようなまちをフィールドにする活動は、一見、景観とは関わりがないようにも見えますが、実はまちと関わっている活動です。

写真を撮るときや絵を描くときには、どこから何を見るのかに注意を払います。景観の用語で、対象を見る場所を視点場、見る対象を視対象といいます。写真を撮る、絵を描く行為などは、まさに景観を見る行為であるともいえるのです。

絵画サークルに参加する

景観づくりのアイデア

- 写真を撮るサークルや絵画を描くサークルに参加する
- まちを巡るイベントや和舟の乗船体験に参加する
- 地域のまつりやイベントに出かける

●隣近所で取り組む景観づくり

一定のまとまりのある住宅地、商店街や事業所など、何人かの人や隣近所で協力して同じ思いで景観づくりに取り組むことは、より広がりが生まれ、魅力も創出されます。

●住宅地の景観づくりのイメージ

近所の数件の住宅で景観づくりを進める場合は、自己主張の強い表現ではなく、花やみどりがつながる落ち着きのあるまちなみづくりを心掛けましょう。

マンションやアパートなどの集合住宅では、住民で協力し合って、宅地内の樹木の維持管理・清掃、花やみどりの創出などに取り組みましょう。

また、良好な景観の維持管理や、景観を考えていくための視察も有効でしょう。

景観づくりのアイデア

- ご近所やマンションで協力して、オープンガーデンを開催する
- ご近所やマンションで協力して、ガーデニングなど花いっぱい運動を進める
- ご近所やマンションで協力して、清掃や落ち葉拾いを行う
- ごみの出し方やごみの集積場の管理に配慮する
- まち歩きの会を企画して、まちの歴史や居心地の良い飲食店を巡る
- 親睦旅行の行き先で、良いまちなみを巡る
- 写真や絵画のサークル活動を開催し、景観を見る目を養う

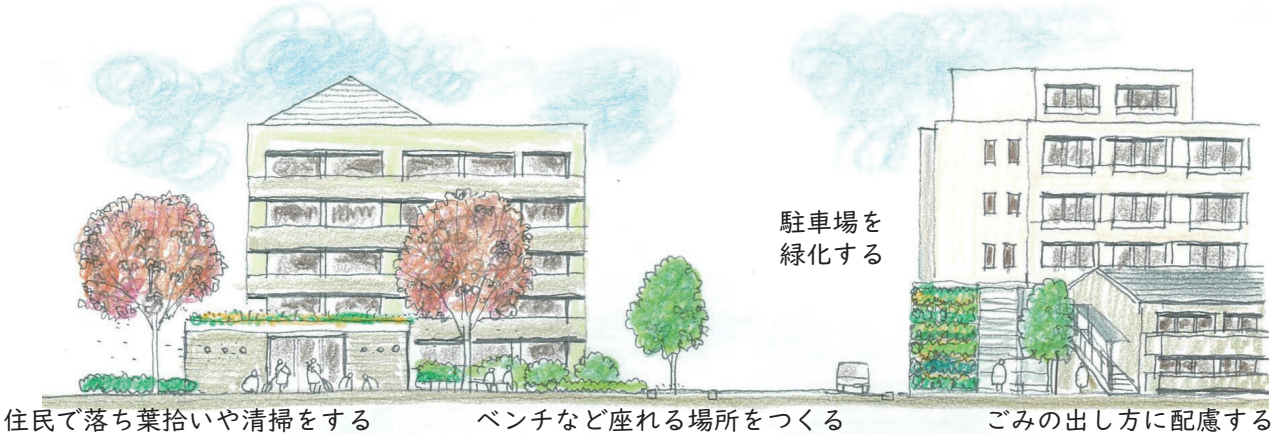

●商店街の景観づくりのイメージ

商店街は、にぎわいや楽しさなどいの地域にふさわしい景観づくりが求められます。特に、歩行者との結びつきが強い１階部分では、商店街で協力して、ゆとりや魅力を与える工夫を心掛けましょう。

また、商店街の活性化や景観の維持管理に向けた取り組みも重要です。

景観づくりのアイデア

- 商店街で協力して、バルイベント（チケットとマップを片手に食べ・飲み歩きをするイベント）などのイベントを開催する
- 店先にベンチを設置する
- 道路沿いにプランターを設置して花やみどりで飾る
- お店の中が通りから見えるようにする
- 照明の光で夜の表情を演出する
- 音や臭いに配慮する
- 商店会でごみ拾いを行う
- お店の店先を魅力のある看板や照明で飾る
- 商店街で協力して店舗のデザインコードをつくる
- 商店街独自の屋外広告物のルールをつくる

・商店街で統一したバナー（旗）を掲げる
・商店街で、定期的にイベントなどを開催する
・商店街で清掃する

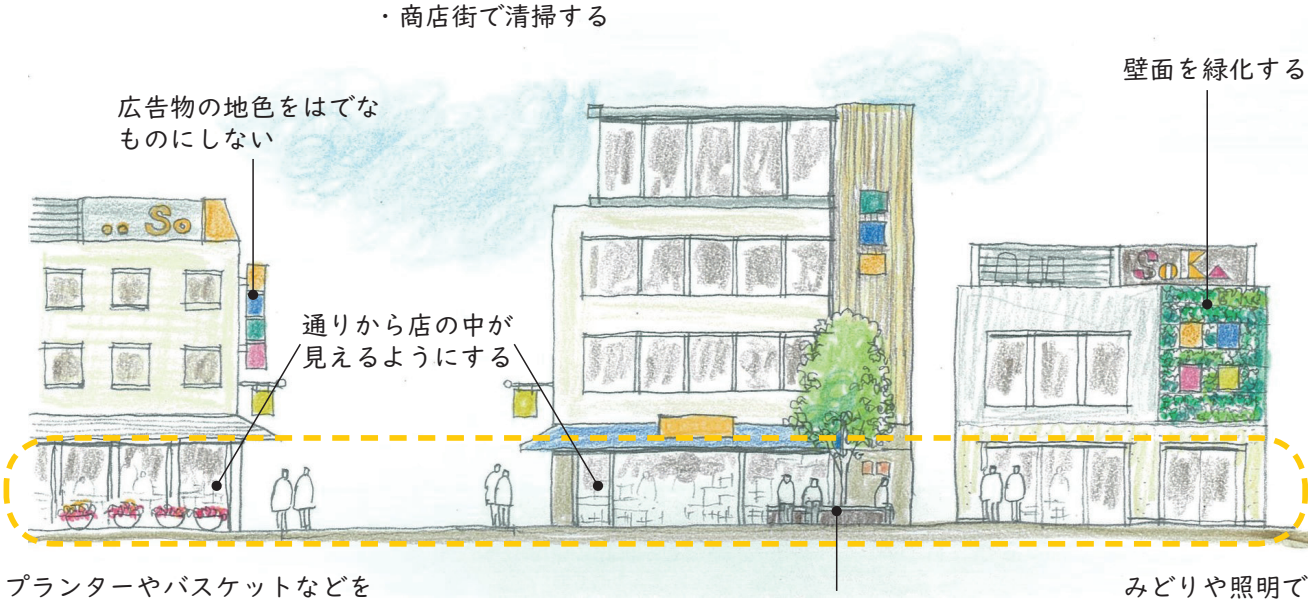

●事業所の景観づくりのイメージ

工場や研究所などの事業所は、ともすると、人を寄せ付けない、冷たく、雑然とした印象を与えやすい施設です。敷地の一部でもまちに開かれたしつらえにするなど、景観に配慮した事業所は、まちの重要な景観の資源となり、事業所や事業活動にも良いイメージをつくり出します。

このほか、地域の景観の維持管理やまちづくりについて、事業所のマンパワーを活かしていく取り組みも求められています。

景観づくりのアイデア

- 事業所の既存のみどりを活かしたり、事業所の周囲をみどりで囲ったりする
- 駐車場や柵などを修景する
- まちに配慮した魅力ある看板に変える
- 照明の光で夜の表情を演出する
- 音や臭いに配慮する
- 事業所の見学会やモノづくり体験会を開催する
- お店や事務所の周りのごみを拾う
- 地域のコミュニティと交流を深める
- 寄附や手伝いなどで地域コミュニティの活動を支援する
- 事業所のデザインコードをつくる

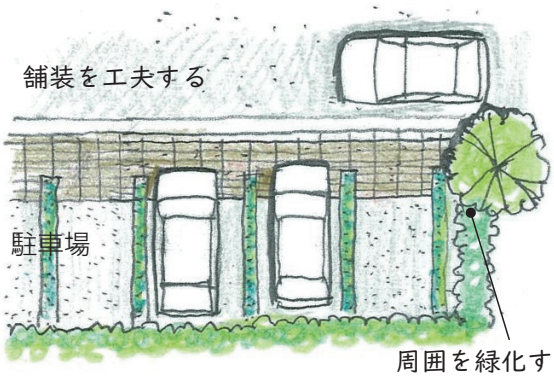

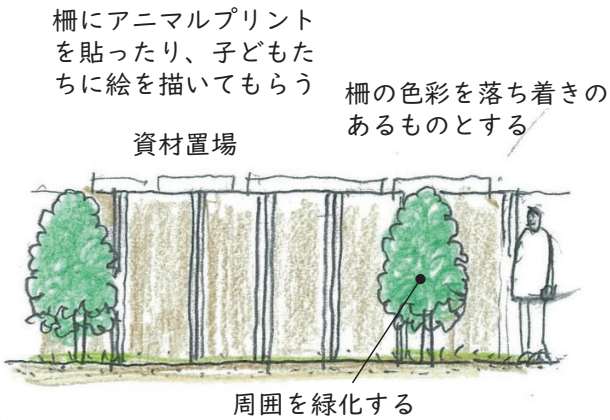

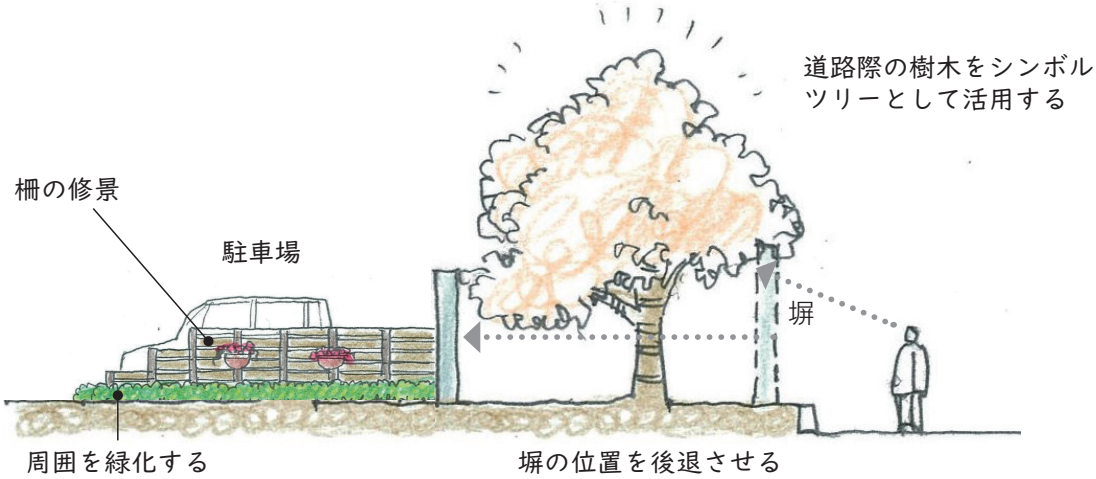

●地域コミュニティで取り組む景観づくり

地域には様々なコミュニティがあり、様々な活動が行われています。これらの多くは景観づくりにつながります。このような活動に参加したり、新たな仲間を集めたりすることで、意識を共有することができます。景観づくりは個人の思いの集積によって、大きな効果を生み出します。

●挨拶運動をする

自治会などで子どもの通学時間帯などに交通安全の見守りと合わせて挨拶運動を展開する取り組みは各地で見られます。地域で取り組む挨拶運動は、コミュニケーションを活発にするのはもちろん、人々を笑顔にする効果があるのではないでしょうか。

まちなみだけでなく、その中にいる人も重要な景観の構成要素です。まちに明るい笑顔があふれると、まちの景観も明るくなります。

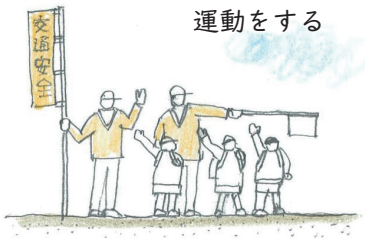

交通安全の見守り運動をする

景観づくりのアイデア

- 子どもたちの見守り運動や挨拶運動に取り組む
- 子どもたちや地域の人々が参加できるラジオ体操を企画する
- 地域のパトロールを行う

●地域のイベントやお祭りを盛り上げ、にぎわいをつくる

目に見えるまちの環境の全てが景観です。このため、人も景観を構成する要素になりますが、人々が営む暮らしや様々な活動に取り組む姿そのものも景観と言えます。

例えば、地域で実施されるイベントやまつりなどは人々の記憶に刻み込まれる大切な風物詩です。みんなでまつりをつくり上げるのは、記憶に残る地域の景観をつくり上げることでもあるのです。

また、昔から地域の身近な買い物を支えてきたものの、人々の生活スタイルの変化に伴って利用する人が減り、苦戦している商店街でも、活性化に向けて商店主が精力的に取り組んでいます。商店街で統一したバナー（旗）を掲げたり、看板や建物のルールづくりによるまちなみの魅力アップをめざしたりする例など、地域の人たちが支えて効果を上げているところもあります。

イベントや商店街が活性化すると人々の活動も活発にする効果があります。活性化の取り組みはにぎわいの景観づくりそのものと言えます。

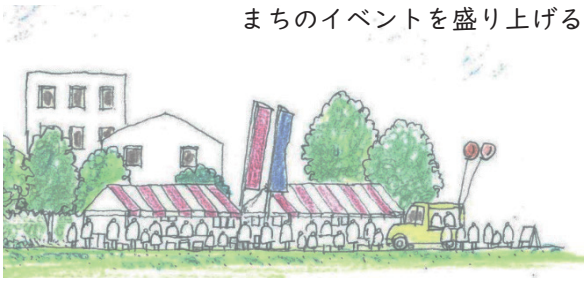
まちのイベントを盛り上げる

景観づくりのアイデア

- 期間限定でオープンカフェを開催する
- マルシェや朝市を開催する
- 野外ミニイベントなど地域のイベントを開催する
- 農業体験やどろんこ祭りを開催する

●公園や街路樹、河川の維持管理に取り組む

地域に馴染みのある通りの街路樹や公園、河川の管理を自治会などの地域団体が担うことができます。このような公共施設の一部の管理を地域で担う仕組みをアダプトといいます。

地域の通りや公園、河川は、地域の人たちが使う機会が最も多くなります。そうした場所の管理を地域のみんなで担うことにより、公共施設により愛着を感じることができるのではないでしょうか。景観の重要な要素でもあるこれらの施設を、自分たちの手で手入れすることは、まさに地域の景観づくりに関わっていると言えます。

景観づくりのアイデア

- 地域のごみ拾いを行う
- 公園、河川沿い、街路樹の植樹枡の清掃や花植えを行う
- 街路樹の落ち葉拾いを行う

●空き家・空き地対策に取り組む

住民の高齢化が進むことにより、地域の中にも空き家になっている建物が増えてきています。空き家が増えると地域の環境に影響が出てきます。特に十分に管理されないまま放置された空き家や空き地は景観上も問題となります。

こうした問題を防ぐため、地域で空き家の実態を把握したり、地域活動のスペースとして空き家を活用したりするなどの対策に取り組んでいる例もあります。十分に管理されない空き家や空き地をなくすことが生き生きとしたまちなみをつくることにもつながります。

景観づくりのアイデア

- 空き家・空き店舗を活用してリノベーションする
- 空き地をコミュニティで維持管理する
- 空き地を活用したコミュニティガーデンをつくる

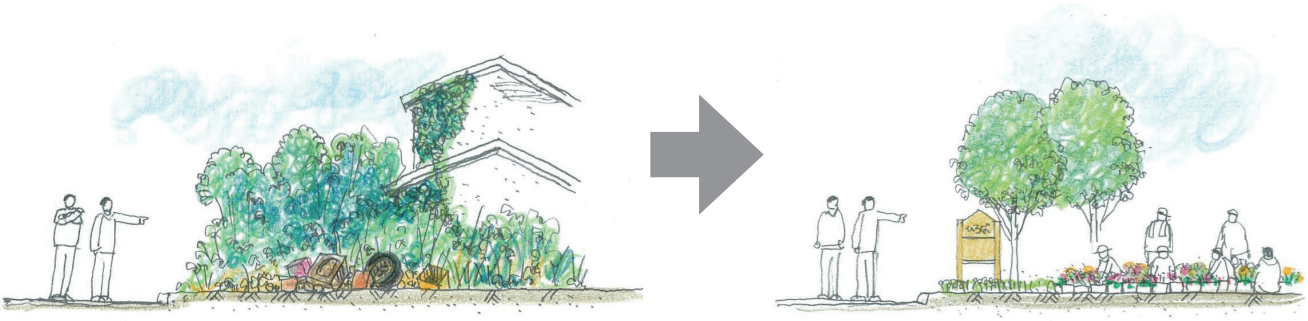

空き地を活用してコミュニティガーデンをつくる

3 身近な景観づくり行動ガイド

景観まちづくりは、その地域に住む人みんながつくり上げていくものです。地域で実際に景観づくりに取り組むためのガイドを整理します。

●一人でできる景観づくりガイド

自分の身の回りで、できることから始められる景観づくりの第一歩は、自分の一日の行動や、まちとの関わりを振り返ることです。そして、そこに自分の得意なことや「景観」のスパイス（インパクト、味付け）を加えていくことで、身の回りの豊かな生活環境をつくるために、どんなことができるかが見えていきます。このガイドでは、その発見のための手順と「記入シート」を用意したので、これを参考に景観づくりの第一歩を踏み出してみましょう。

STEP 1

自分の暮らしを振り返る

1 日の行動の中で、いつ、どこで、何をしているかを振り返り、どのようにまちと関わっているか考えてみましょう。

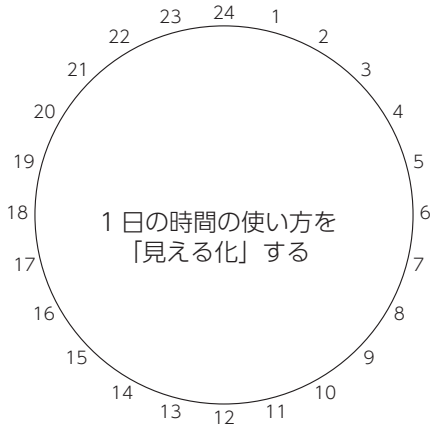

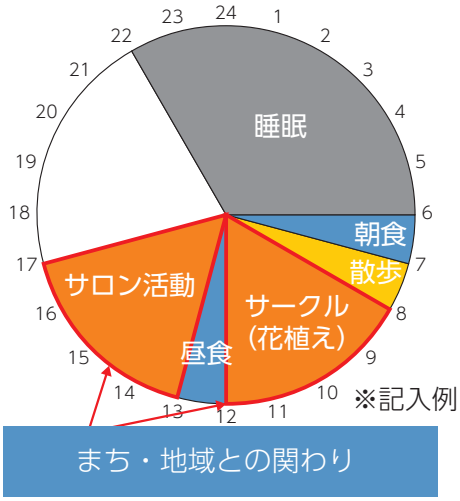

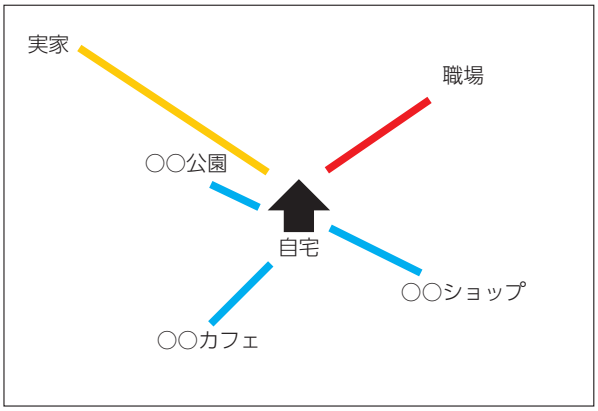

STEP 2

まちと関わる活動を振り返る

まちと関わる自分自身の活動を振り返りましょう。
これらが景観づくりとどのように関係しているかを考えてみましょう。

- **自分ひとりや家族でやっていること**
  （例）気が付いたときに道路を清掃している
- **趣味の集まりなど何人かでやっていること**
  （例）写真サークルに入って活動している
- **地域の活動としてやっていること**
  （例）ラジオ体操の後にごみ拾いを行っている

STEP 3

好きなことや得意なことから まちとの関わりを増やす

あなたが好きなことや得意なことはありますか。
その中で他の誰かのために、できることはありますか。
（例）
- 花など植物に詳しい
- まちの歴史に詳しい
- 写真を撮ることが好きだ
- 絵を描くことが得意だ
- 声を掛ければ、多くの仲間が集まってくる

STEP 4

普段の暮らしや活動に「景観」のスパイスを加える

普段の暮らしや活動の中で景観を意識してみましょう。まちと関わる活動の中で景観を意識したときに、どんなスパイス（インパクト、味付け）を加えることが考えられますか。
これから、景観づくりに関わることで、やってみたいことも併せて考えてみてください。

- **自分ひとりや家族でやっていること**
  （例）ガーデニング
  - 通りから見えるところに樹木を植える
  - 通りを歩く人にもみどりを楽しんでもらう
- **趣味の集まりなど何人かでやっていること**
  （例）まち歩き（散歩）
  - 身近な地域で誇れるものを探す
  - 写真映えする場所を探す
- **地域の活動としてやっていること**
  （例）公園の清掃管理
  - 花壇に季節の草花を植える
  - 公園の風景を楽しむイベントを開催する

《記入シート》

●自分の暮らしを振り返る

平日

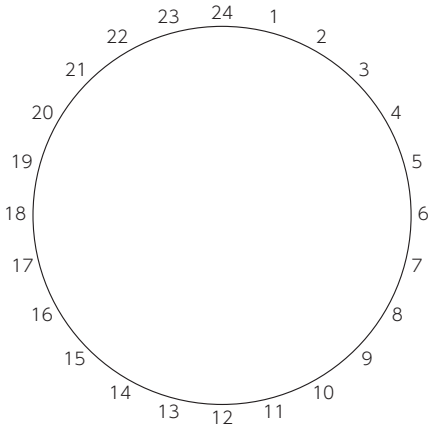

休日

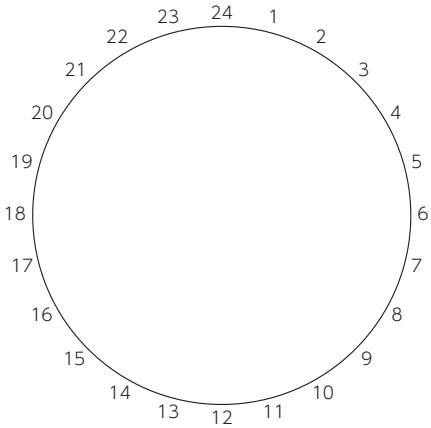

●まちと関わる活動を振り返る

自分ひとりや家族でやっていること

趣味の集まりなど何人かでやっていること

地域の活動としてやっていること

●好きなことや得意なことからまちとの関わりを増やす

●普段の暮らしや活動に「景観」のスパイスを加える

自分ひとりや家族でやっていること

趣味の集まりなど何人かでやっていること

地域の活動としてやっていること

●みんなで取り組む景観づくりガイド

地域全体でまとまりがあり、調和のとれた景観づくりの取り組みを進めていくためには、一人ひとりの取り組みや活動に加えて、その地域の市民や、商店街、事業者と連携し、一体となって取り組むことが大切になります。そのための取り組みガイドをまとめます。

01 地域の景観づくりをみんなで進めたい まちづくりに関心のある仲間が集まって、勉強したい

▶景観づくりに取り組むグループをつくり、話し合いを進める

町会、商店街、事業所、任意のグループなど、ともに協力して景観づくりを進めるグループをつくり、どのような景観づくりをめざすのかということを、メンバーで継続的に話し合いながら検討します。
また、景観づくりをきっかけとして、まちづくりの様々な課題やテーマについても話し合い、確認します。

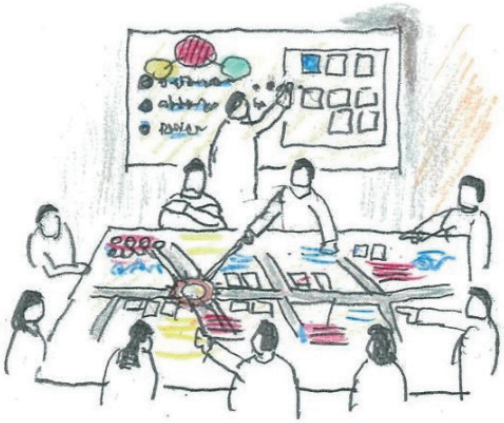

グループをつくり、景観づくりに向けた話し合いを進める

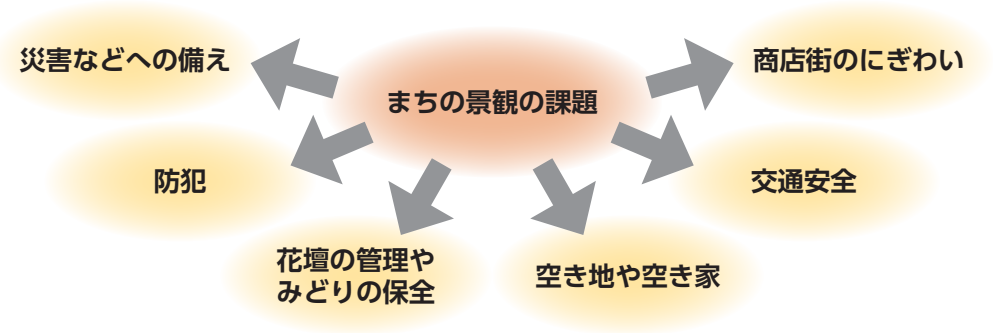

景観づくりをきっかけとして、地区の様々な課題について確認しあう

POINT

- **定期的に、テーマを決めて話し合う**
- **みんなが話しやすい雰囲気づくりに配慮する**

02 地域の景観の魅力を再発見したい 地域の景観の課題を共有したい

▶ 歩いてまちの景観の現状を把握し、課題を確認する

まちの景観の現状や課題の確認、景観づくりの核となる資源を発掘するために、まち歩きなどを開催し、調査結果をまとめ、地区の景観の課題について確認します。

調査項目の例
- まちのイメージ
- まちの成り立ち
- 景観を特徴付けている要素や景観の問題点（みどり、河川、社寺、広告物など）
- まちの整備動向

グループで一緒にまちを歩き、まちの景観の現状や問題点を共有する

POINT
- **歩いて得られた情報や景観資源などを大きな地図に書き込み、共有するツールとする**
- **都市計画マスタープランや整備動向などの情報も書き込む**

03 似たような地区の事例を参考にしたい

▶ 景観づくりの取組事例を調査する

市内の他の地区や他市の景観づくりに取り組んでいる類似の事例を調べます。グループのメンバーでその地区を視察に行き、活動している方々の話を聞くことも有意義です。

景観づくりの事例を調査する

POINT
- **インターネット、雑誌など、様々な媒体から探す**
- **取り組み方や体制、行政の支援、資金などについても調べる**
- **リーダーの体験談や苦労話を聞き出す**

04 地域の景観の将来の姿を共有したい

▶景観づくりの将来の姿を構想する

景観づくりがどのような方向をめざすのか、どのような姿を目標として景観づくりに取り組むのか、という将来の方向を話し合い、共有化します。

新田駅東口地区のまちなみのイメージ

POINT

- **みんなが理解しやすいことばやイメージでまとめる**

05　地域住民の理解や協力を得たい

▶景観づくりの取り組みの情報を発信する

景観づくりの取り組みに対する理解を深め、また地域の人々の支持を得ていくために、景観づくりの取り組みの過程で話し合った内容や地域の景観資源などについて、ニュースなどの媒体を用いて情報の発信に努めます。

景観まちづくりの取り組みをニュースで発信する

06　地域の景観の価値を将来に担保したい

▶景観づくりに関するルールをつくる

景観づくりの具体的な取り組みを継続的に進めるために、景観づくりに関する約束事などをルールとしてまとめ、担保します。このようなルールは、地区において新たな開発などの動きが起きた場合に、大きな効果をもたらすことも考えられます。
また、まちの変化に対応して、柔軟に対応できるよう、ルールの見直しも検討します。

ルールの例
- 景観づくり地区（草加市景観条例）
- 景観協定（景観法）
- 建築協定（建築基準法）
- 地区計画（都市計画法）
- 任意のルール

景観づくりに関するルールをつくる

POINT

- **市に協力を求めながら、検討していく**

●事業者が取り組む景観づくりガイド

良好な景観づくりの誘導を進めていくために、大規模届出対象行為について「景観形成基準」と「色彩基準」の適用があります。この「景観形成基準」について、『草加市景観形成基準の手引き』では各項目の基準を写真やイラストを交えて解説しています。

景観形成基準の項目、適用されるゾーンを示しています。

手法例を市内・市外の先進的な事例を用いて示しています。

分譲住宅以外　配置　全ゾーン共通

基準　まちなみの連続性や通りとの一体性に配慮します。

手法
・通りに面した壁面あるいは外構、その他工作物は、まちなみが連続するように配置します。
・沿道が広い駐車場等となる場合は、植栽等で沿道の連続感、通りの一体感の形成に配慮します。

■壁面を後退させ、民地の舗装も歩道舗装と同一にして通りの一体感を形成した事例

■壁面を後退させてゆとりを与えつつ、植栽とサインで連続感を維持している事例

分譲住宅以外　配置　全ゾーン共通

基準　通りや隣地間の距離を確保し、ゆとりある空間を創出するように配慮します。

手法
・通りから１ｍ以上、隣地から０．５ｍ以上の壁面後退が基本となります。
・壁面や外構等の後退距離は、道路の歩行者空間が狭い場合は歩行者空間を確保するように、また、来客の自転車、看板等が置かれる場合は交通を妨げないようします。

■隣接建築物と壁面位置を揃え、ゆとりあるエントランス空間を確保した事例

■壁面位置を後退させ、通りに面して来客の駐輪スペースともなる空間を確保した事例

１５

景観形成基準の内容を示しています。

分譲住宅以外　**その他－植栽**　**全ゾーン共通**

基準　通りなどの公共空間に面する部分は、開放的で明るい印象を与えるような緑化を行うように配慮します。

手法
- 中木・高木を設置する場合は、道路から離して設置します。
- 敷地内は、シンボルツリーとなる中・高木の他、低木、花、芝生などをバランス良く植栽します。
- まちのうるおいを増すために、屋上緑化や壁面緑化も行いましょう。

■通りに面する部分に緑化を行っている事例

■高層建築物で壁面緑化を行った事例

分譲住宅以外　**その他－植栽**　**全ゾーン共通**

基準　敷地内にある既存の樹木はできるだけ保存するように配慮します。

手法
- 地域の景観上の特徴となっている樹木は保存し、やむを得ず保存できない場合は移植するなど、敷地のシンボルとして活用します。

■既存樹木を保存して外構内に取り込み、店舗のシンボルとした事例